第28巻　140号　2020年1月1日発行

かけはし

JITCO JOURNAL

1

2020.January
Vol.140

●トピックス

統計データからみた技能実習制度の概況

特定技能における各国の送出体制・手続きについて



技能実習制度の
職種・作業の基礎知識

公益財団法人 国際研修協力機構
Japan International Training Cooperation Organization

かけはし

JITCO JOURNAL



2020.1 Vol.140

表紙の写真：蘇州市の旧市街（中国・江蘇省）
中国の東南部に位置する蘇州市は、古式ゆかしき街並みと網の目のように張り巡らされた運河が残る水郷として知られています。元の時代（13～14世紀）にはマルコ・ポーロが訪れ、その美しさを「東洋のヴェニス」と称して絶賛したと伝えられています。また明時代や清時代に作られた数多くの古典庭園も旅人を惹きつけており、9つの庭園がユネスコ世界遺産に登録されています。

CONTENTS

巻頭言
P.1 巻頭言　2020 年（令和2年）年頭所感
公益財団法人 国際研修協力機構 理事長　八木宏幸

トピックス
P.2 統計データからみた技能実習制度の概況

P.6 技能実習制度の職種・作業の基礎知識

P.9 第3号技能実習に係る一時帰国要件の柔軟化

P.11 特定技能による受入れのQ&A

P.12 海外情報

P.13 特定技能における各国の送出体制・手続きについて

JITCOインフォメーション
P.16 JITCO交流大会のご報告

P.18 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

P.22 JITCO教材のご案内

P.24 JITCOカレンダー

技能実習days
● 株式会社西鉄　● 株式会社大熊工業　● 共栄建産株式会社

巻頭言

2020年（令和2年）年頭所感



公益財団法人 国際研修協力機構
理事長　八木 宏幸

あけましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、昨年のラグビー・ワールドカップに続き、諸外国から我が国への注目度も一層高まるものと思われます。日本経済は、不透明な海外経済動向や自然災害の発生など懸念材料はあるものの、緩やかに成長しております。皆様にとりまして安全で活気に充ちた1年になることを祈念いたします。

さて、近年、日本に在留する外国人の増加の勢いには根強いものがあり、2019 年 6 月末の在留外国人数は過去最高の約 283 万人となっています。このうち外国人技能実習生は、在留資格別では永住者に次いで 2 番目に多い約 37 万人となっており、同じく過去最高となりました。また、昨年 4 月より新たな在留資格「特定技能」での外国人材の受入れも開始され、特定技能試験の実施体制の整備等が国内外で進められるなか、今年は技能実習修了者からの移行も含め、受入れが加速していくものと思われます。

今や我が国にとって、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現が重要課題として浮上しております。政府では 2018 年 12 月に発表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の下で、全国各地において地方公共団体等が中心となって施策が進められています。技能実習制度に関与されている監理団体・実習実施者の皆様は、着実かつ効率的に技能実習の成果をあげ、外国人技能実習生が充実した生活を日本で送り、無事に帰国することができるよう、日々努力されているところであります。また、「特定技能外国人として日本で働きたい」と日本が諸外国の人々から選ばれるような社会の仕組みづくりも進めねばなりません。外国人技能実習生や特定技能外国人の受入れ機関の皆様の活動・取組が、地域での多文化共生社会の実現、ひいては活力ある日本の実現においても益々重要になってきていると言えましょう。

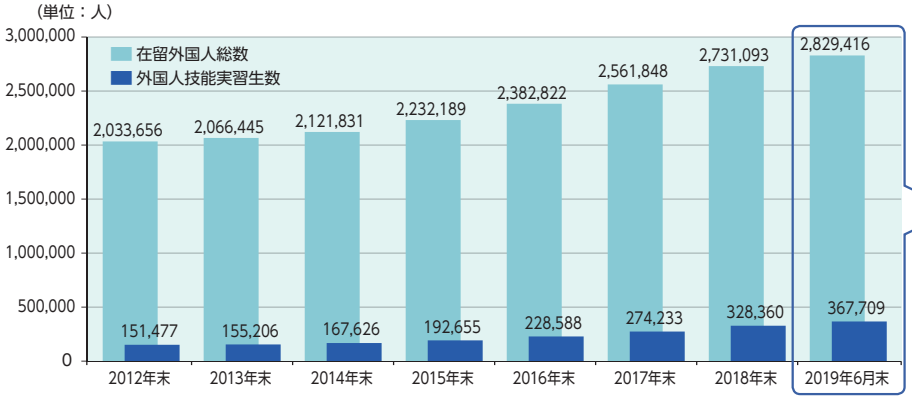
当機構は「外国人材の受入れに係る制度の総合支援機関」として、受入れ機関の皆様をはじめとする制度関係者への各種支援事業の活動を通じて、これからも日本と送出し国双方の経済・社会の発展に貢献してまいる所存です。本年も当機構の事業活動へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

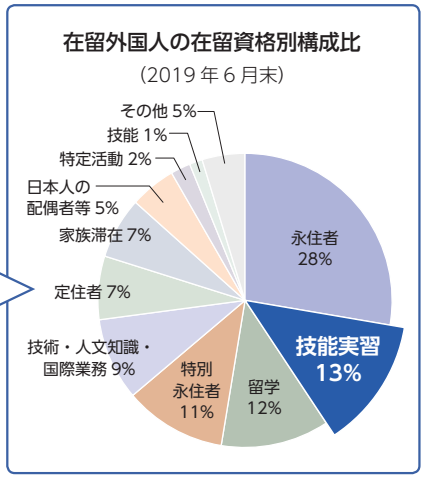
統計データからみた技能実習制度の概況

近年、日本における外国人在留者数は増加傾向にあり、なかでも外国人技能実習生数の伸びが顕著となっています。本稿では、法務省の在留外国人統計や2019年10月に発表された外国人技能実習機構の業務統計等をもとに、技能実習生の在留状況や受入れ形態別（企業単独型、団体監理型）、職種別、地域別等の状況をグラフや図にまとめました。

1 在留外国人数と外国人技能実習生在留者数の推移

我が国の外国人在留者数は2019年6月末現在で約283万人、そのうち技能実習生は全体の約13%にあたる約37万人となっています。



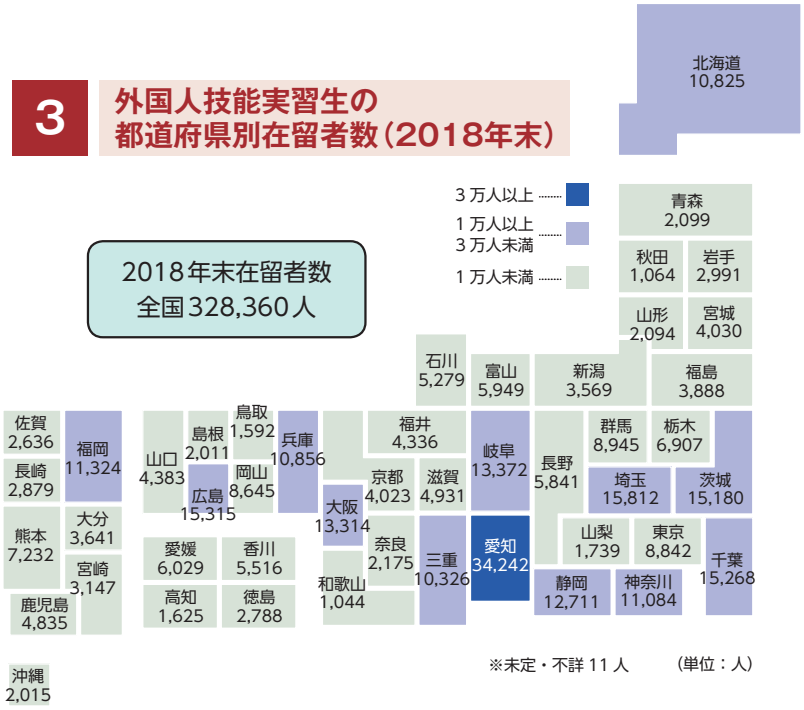


2 外国人技能実習生の国籍別在留者数

（単位：人）

	2017年末	2018年末	2019年6月末
ベトナム	123,563	164,499	189,021
中国	77,567	77,806	81,258
フィリピン	27,809	30,321	33,481
インドネシア	21,894	26,914	30,783
タイ	8,430	9,639	10,656
カンボジア	6,144	8,432	22,510
ミャンマー	6,180	7,424	
モンゴル	1,099	1,484	
ラオス	341	487	
スリランカ	429	480	
その他	777	874	
合　計	274,233	328,360	367,709

3 外国人技能実習生の都道府県別在留者数（2018年末）



技能実習生の国籍別ではベトナムが全体の約半数を占め、次いで中国、フィリピン、インドネシア、タイとなっています。都道府県別の在留者数は愛知県が最多で約3万4千人、次いで埼玉県、広島県、千葉県、茨城県が約1万5千人となっています。

4 2018年度技能実習計画認定件数から見た受入れ形態別･職種別状況

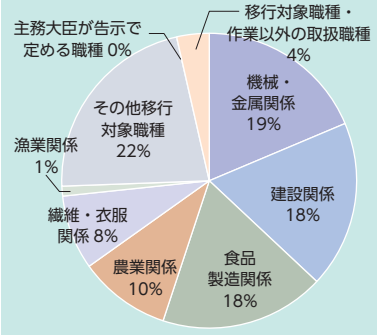
以下は、外国人技能実習機構が 2019 年 10 月に発表した技能実習計画認定に関する業務統計をもとに、職種別の状況についてグラフに示したものです。2018 年度の技能実習計画認定全体に占める件数ウェイトでは、「機械・金属関係」「建設関係」「食品製造関係」が 18 ～ 19%で拮抗しています。

2018年度 技能実習計画認定件数

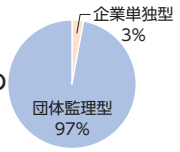
(単位：件数)

	企業単独型			団体監理型			合 計
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
農 業 関 係	2	5	0	17,930	20,337	1,021	39,295
漁 業 関 係	0	0	0	1,803	2,182	223	4,208
建 設 関 係	344	298	26	35,440	31,824	3,367	71,299
食 品 製 造 関 係	79	53	3	32,557	35,566	2,143	70,401
繊 維・衣 服 関 係	186	166	44	11,889	17,743	1,758	31,786
機 械・金 属 関 係	1,658	1,201	74	32,412	34,588	2,740	72,673
その他	1,562	1,589	293	40,747	38,837	2,746	85,774
主務大臣が告示で定める職種	36	0	0	0	0	0	36
移行対象職種・作業以外の取扱職種	3,746	0	0	10,103	0	0	13,849
合 計	7,613	3,312	440	182,881	181,077	13,998	389,321

2018 年度 技能実習計画認定全体の職種別割合

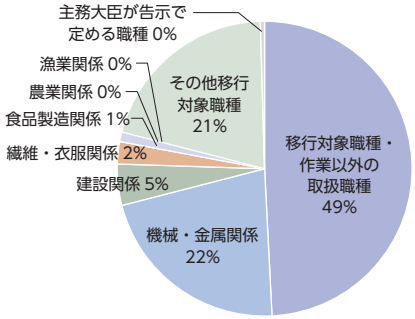


2018 年度 技能実習計画認定の受入れ形態別割合

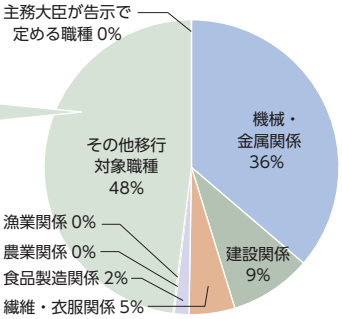


●企業単独型

企業単独型 1 号



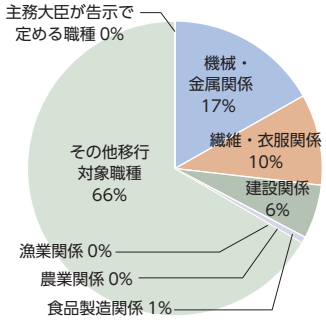
企業単独型 2 号



企業単独型 2 号 その他移行対象職種の内訳

溶接	48%
プラスチック成形	20%
塗装	13%
工業包装	11%
ビルクリーニング	3%
強化プラスチック成形	3%
家具製作	1%
印刷	1%
紙器・ダンボール箱製造	0%
製本	0%
陶磁器工業製品製造	0%
自動車整備	0%
介護	0%
リネンサプライ	0%

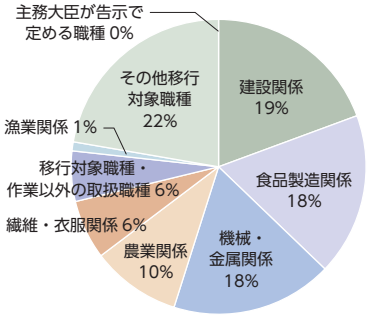
企業単独型 3 号



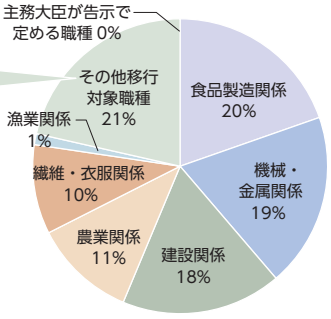
企業単独型 1 号では「移行対象職種・作業以外の取扱職種」が約半数を占め、また、同 2 号では「機械・金属関係」が全体の 36% を占めています。同 2 号では、その他移行対象職種の中の「溶接」の割合が高い点も特徴です。

●団体監理型

団体監理型 1 号



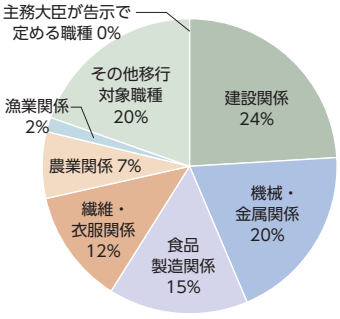
団体監理型 2 号



団体監理型 2 号 その他移行対象職種の内訳

溶接	33%
プラスチック成形	25%
塗装	15%
工業包装	12%
製本	3%
家具製作	3%
自動車整備	2%
ビルクリーニング	2%
紙器・ダンボール箱製造	2%
印刷	2%
強化プラスチック成形	1%
陶磁器工業製品製造	0%
介護	0%
リネンサプライ	0%

団体監理型 3 号



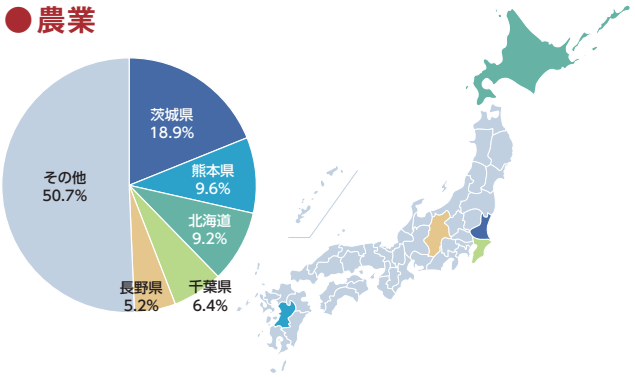
団体監理型 2 号では「食品製造関係」「機械・金属関係」「建設関係」が 18 ～ 20%でほぼ拮抗して多く、同 3 号では「建設関係」が 24%で最多となっています。

5 2018年度技能実習計画認定件数の職種別都道府県分布

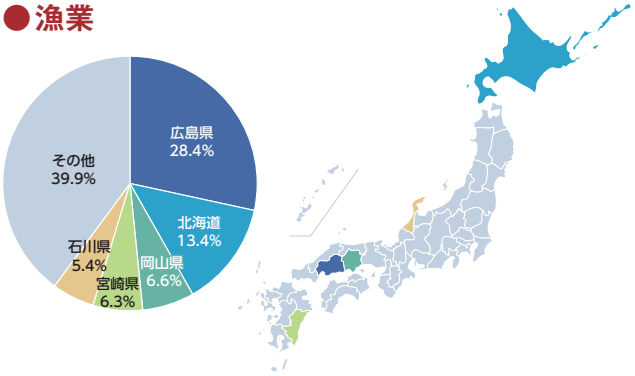
以下は、外国人技能実習機構が2019年10月に発表した技能実習計画認定に関する業務統計をもとに、職種ごとに技能実習計画認定件数の上位5つの都道府県を示したものです。

職種別では、「農業関係」は茨城県、「漁業関係」は広島県、「建設関係」は東京都と埼玉県、「食品製造関係」は北海道、「繊維・衣服関係」は岐阜県、「機械・金属関係」は愛知県がそれぞれ最多となっています。

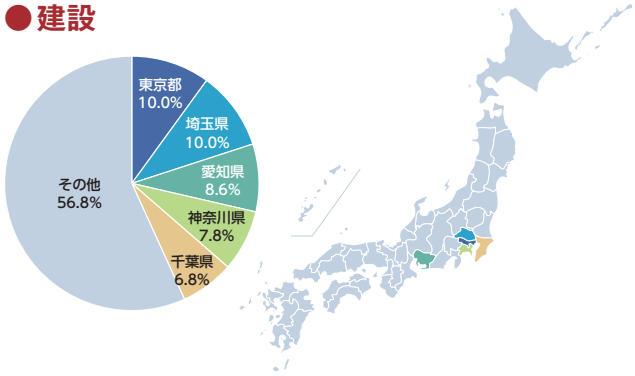
●農業



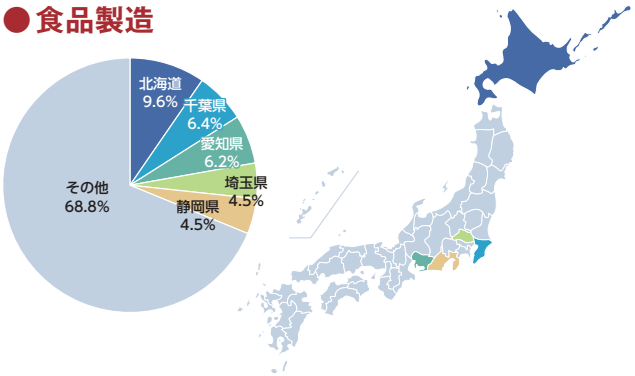
●漁業



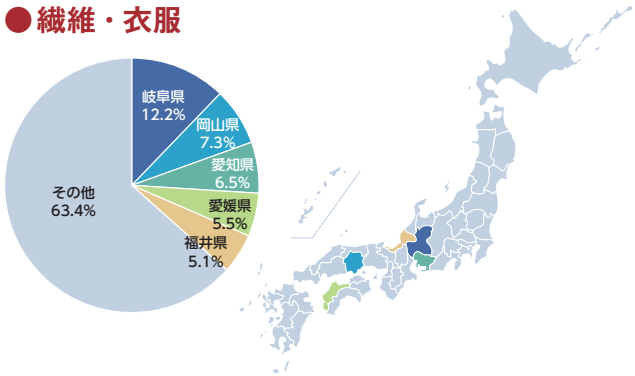
●建設



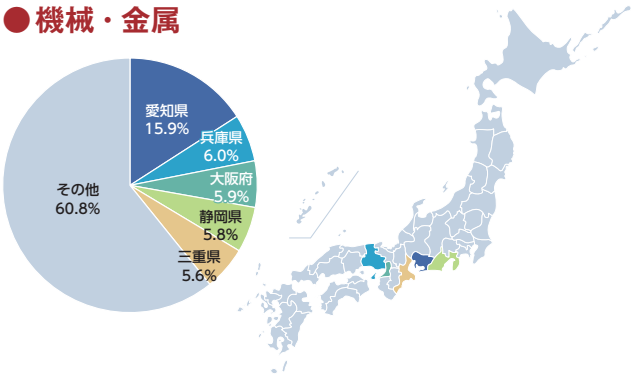
●食品製造



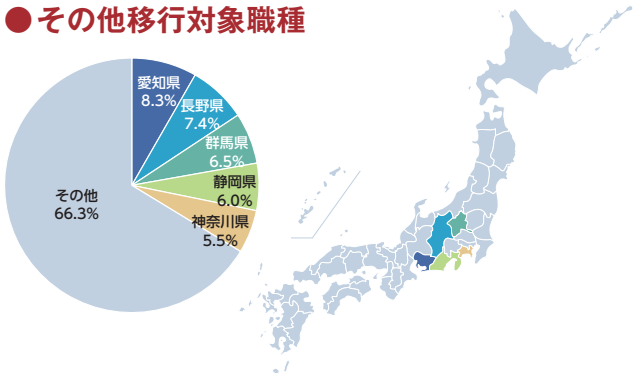
●繊維・衣服



●機械・金属



●その他移行対象職種



6 監理団体許可の統計データから見た監理団体の全体状況

以下は、外国人技能実習機構が2019年10月に発表した監理団体許可に関する業務統計をもとに、2017、2018年度の許可件数や団体種別の割合をみたものです。

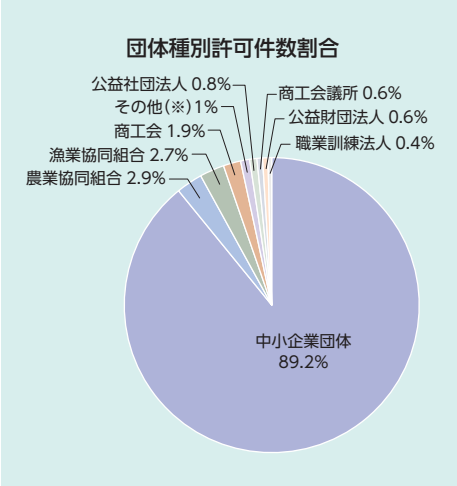
監理団体許可件数

（単位：件数）

	2017年度	2018年度	合　計
一般監理事業	743	24	767
特定監理事業	1,291	462	1,753
特定監理事業から一般監理事業への変更	60	416	476

団体種別	商工会議所	14	0	14
	商工会	38	9	47
	中小企業団体	1,812	436	2,248
	職業訓練法人	8	2	10
	農業協同組合	68	5	73
	漁業協同組合	48	21	69
	公益社団法人	16	3	19
	公益財団法人	9	7	16
	その他（※）	21	3	24
	合　計	2,034	486	2,520

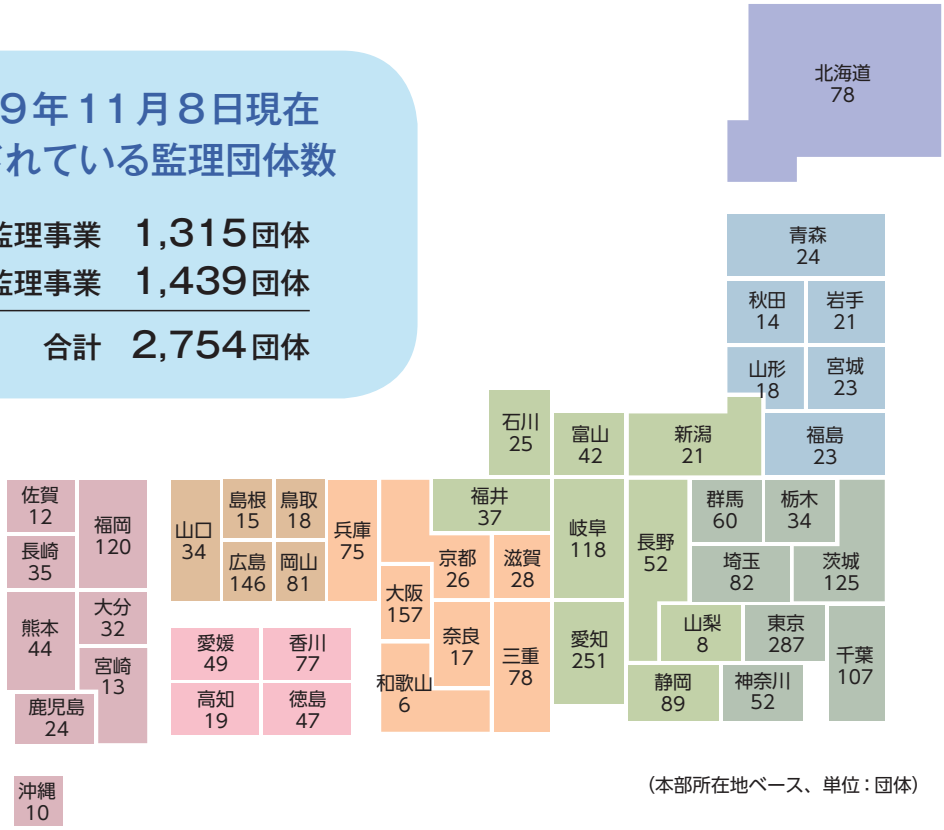
団体種別では事業協同組合等の「中小企業団体」が全体の9割近くを占めています。



7 2019年11月8日現在許可されている監理団体の都道府県分布

2019年11月8日現在
許可されている監理団体数

一般監理事業　1,315団体
特定監理事業　1,439団体
合計　2,754団体



（本部所在地ベース、単位：団体）

技能実習制度の職種・作業の基礎知識

2018年6月、外国人技能実習機構（OTIT）のホームページ上に、法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構の連名による『監理団体による技能実習計画の作成指導及び監査等における留意点について（技能実習計画齟齬）』の周知文書が掲載されました。

その内容は、昨今、本来の職種・作業、あるいは計画上の作業時間数とは異なる業務に技能実習生を従事させる事案が散見されること、また、そうしたケースに対しては、指導の実施や悪質な場合には改善命令、認定の取消し等を行うことを想定していると案内するものであり、あわせて、各監理団体に対し、技能実習計画が法令に即した適切なものとなっているか十分留意して欲しいと呼びかける内容となっています。

また、技能実習計画の申請内容と異なる業務に技能実習生を従事させたとして問題となる事例は、報道等を通じてその後も見受けられているところです。

こうした状況を受けて、本稿では、技能実習制度の職種･作業の基礎知識についてあらためてご説明します。技能実習制度にまだあまりなじみがない監理団体・企業の皆さまはもちろんのこと、すでに制度に精通されている方々も、復習の意味でお目通しをいただければ幸いです。

「移行対象職種」の全体的な特徴をおさえましょう！

技能実習生が就くことができる業務は、技能実習1号（一年以内の在留）のみに認められているものと、技能実習2号･3号（一年以上、最大五年の在留）への移行が認められているものの二つに大別され、このうち、後者の業務を「移行対象職種」と呼びます。

2019年11月現在、移行対象職種は全部で81あります。そして、各職種を、使用する機器や現場の違いなどによって細かく区別したものを「作業」という分類で呼び、こちらは全部で145あります。これらは厚生労働省のHP等に一覧表で掲載されています。

また、移行対象職種については、厚生労働省による専門家会議等を経て、省令別表に掲載されることで新規に追加されます。

さらに、移行対象職種には必ず行わなくてはならない業務（必須業務）が例外なく定められており、その内容が厚生労働省によって定められていること、また、その基準に従って業務の適合性や、場合によっては、現場が悪質な状況に陥っていないかが、判断される可能性があるということをまずおさえておいてください。

移行対象職種ごとに「審査基準」を確認しましょう！

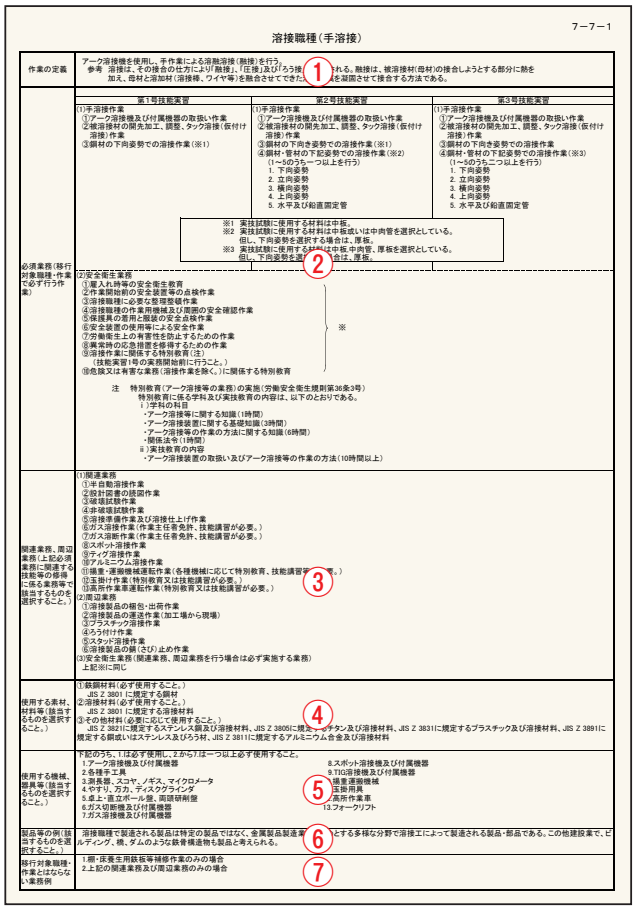
技能実習生が従事する業務がこの移行対象職種･作業に該当するか判断するとき、大きな役割を果たすのが、厚生労働省が公表している「審査基準」という資料です。「審査基準」には職種･作業に関して細かな決まりごとが書かれているため、監理団体の計画作成指導者から、実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員まで、必ず内容を確認するようにしてください。

移行対象職種ごとの「審査基準」は厚生労働省のHP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html）に「技能実習計画審査基準･技能実習実施計画書モデル例･技能評価試験の試験基準」としてすべて公開されています。

「審査基準」を実際に見てみましょう！

ここで、実際に「審査基準」の中身を確認してみましょう。本稿では溶接職種･手溶接作業を例にとって、各項目を一つずつ見ていきます（下表参照。実際の各職種･作業

の「審査基準」は厚生労働省のHPからダウンロードできますので、ぜひお手元にご用意ください）。



7－7－1

溶接職種（手溶接）

作業の定義	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う。 参考 溶接とは、その接合の仕方により「融接」、「圧接」及び「ろう接」に分けられる。融接は、被溶接材（母材）の接合しようとする部分に熱を加え、母材と溶加材（溶接棒、ワイヤ等）を融合させてできた溶融金属を凝固させて接合する方法である。
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う作業）	第1号技能実習 (1)手溶接作業 ①アーク溶接機及び付属機器の取扱い作業 ②被溶接材の開先加工、調整、タック溶接（仮付け溶接）作業 ③鋼材の下向姿勢での溶接作業（※1） 第2号技能実習 (1)手溶接作業 ①アーク溶接機及び付属機器の取扱い作業 ②被溶接材の開先加工、調整、タック溶接（仮付け溶接）作業 ③鋼材の下向姿勢での溶接作業（※1） ④鋼材・管材の下記姿勢での溶接作業（※2） （1～5のうち一つ以上を行う） 1. 下向姿勢 2. 立向姿勢 3. 横向姿勢 4. 上向姿勢 5. 水平及び鉛直固定管 第3号技能実習 (1)手溶接作業 ①アーク溶接機及び付属機器の取扱い作業 ②被溶接材の開先加工、調整、タック溶接（仮付け溶接）作業 ③鋼材の下向姿勢での溶接作業 ④鋼材・管材の下記姿勢での溶接作業（※3） （1～5のうち二つ以上を行う） 1. 下向姿勢 2. 立向姿勢 3. 横向姿勢 4. 上向姿勢 5. 水平及び鉛直固定管 ※1 実技試験に使用する材料は中板。 ※2 実技試験に使用する材料は中板或いは中肉管を選択している。 但し、下向姿勢を選択する場合は、厚板。 ※3 実技試験に使用する材料は中板、中肉管、厚板を選択している。 但し、下向姿勢を選択する場合は、厚板。 (2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③溶接機種に必要な整理整頓作業 ④溶接機種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 ⑨溶接作業に関係する特別教育（注） （技能実習1号の実務開始前に行うこと。） ⑩危険又は有害な業務（溶接作業を除く。）に関係する特別教育 注 特別教育（アーク溶接等の業務）の実施（労働安全衛生規則第36条3号） 特別教育に係る学科及び実技教育の内容は、以下のとおりである。 ⅰ）学科の科目 ・アーク溶接等に関する知識（1時間） ・アーク溶接装置に関する基礎知識（3時間） ・アーク溶接等の作業の方法に関する知識（6時間） ・関係法令（1時間） ⅱ）実技教育の内容 ・アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法（10時間以上）
関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の習得に係る業務等で該当するものを選択すること。）	(1)関連業務 ①半自動溶接作業 ②設計図書の読図作業 ③開先加工作業 ④非破壊試験作業 ⑤溶接歪矯作業及び溶接仕上げ作業 ⑥ガス溶接作業（作業主任者免許、技能講習が必要。） ⑦ガス溶断作業（作業主任者免許、技能講習が必要。） ⑧スポット溶接作業 ⑨ティグ溶接作業 ⑩アルミニウム溶接作業 ⑪積置・運搬機械運転作業（各種機械に応じて特別教育、技能講習が必要。） ⑫玉掛け作業（特別教育又は技能講習が必要。） ⑬高所作業車運転作業（特別教育又は技能講習が必要。） (2)周辺業務 ①溶接製品の横仕・出荷作業 ②溶接製品の運送作業（加工場から現場） ③プラスチック溶接作業 ④ろう付け作業 ⑤スタッド溶接作業 ⑥溶接製品の錆（さび）止め作業 (3)安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記※に同じ
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	①鉄鋼材料（必ず使用すること。） JIS Z 3801 に規定する鋼材 ②溶接材料（必ず使用すること。） JIS Z 3801 に規定する溶接材料 ③その他材料（必要に応じて使用すること。） JIS Z 3805に規定するステンレス鋼及び溶接材料、JIS Z 3806に規定するチタン及び溶接材料、JIS Z 3831に規定するプラスチック及び溶接材料、JIS Z 3891に規定する銅或いはステンレス及びろう材、JIS Z 3811に規定するアルミニウム合金及び溶接材料
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	下記のうち、1.は必ず使用し、2.から7.は一つ以上必ず使用すること。 1.アーク溶接機及び付属機器 2.各種手工具 3.測長器、スコヤ、ノギス、マイクロメータ 4.やすり、万力、ディスクグラインダ 5.桌上・据立ボール盤、周囲研削盤 6.ガス切断機及び付属機器 7.ガス溶接機及び付属機器 8.スポット溶接機及び付属機器 9.TIG溶接機及び付属機器 10.直並溶接機 11.玉掛用具 12.高所作業車 13.フォークリフト
製品等の例（該当するものを選択すること。）	溶接職種で製造される製品は特定の製品ではなく、金属製品製造業、建設業を始とする多様な分野で溶接工によって製造される製品・部品である。この他建設業で、ビルディング、橋、ダムのような鉄骨構造物も製品と考えられる。
移行対象職種・作業とはならない業務例	1.膝・尿素生用鉄筋等補修作業のみの場合 2.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合

表中の① 作業の定義

その職種・作業が、どのような現場でどういう業務に就くことを想定しているかが記載されている項目です。手溶接作業の場合、溶接の種類の中でも、アーク溶接という工法による業務と書かれています。職種によっては、要件として企業や事業主に求める特定の許可や登録の取得等が必要になることも書かれている場合があります。

表中の② 必須業務

その職種・作業で必ず従事しなければならない業務が記載されており、ここに記載された業務は、「必要に応じて行う」などのただし書きがない限り、一つも欠かさずに行う必要があります。また、通常、技能実習1号から2号、3号への移行に伴い、修得すべき技能要件は高度化するため、手溶接作業のケースでも2号・3号になるにつれて、横向、上向など、溶接作業における溶接姿勢の種類が選択肢として追加されていきます。また、必須業務に含まれる安全衛生業務がその下に書かれており、こちらもすべて行う必要があるほか、危険を伴う業務については法的に必要な特定の教育が示されている場合もあるので、必ず確認してください。例えば手溶接作業は、アーク溶接の特別教育が必要と記載されています。

表中の③ 関連業務・周辺業務

必須業務と関連性があったり、業務中に従事する可能性が高いと想定される業務です。必須業務と同じく、安全衛生業務の時間を含めて設定する必要があります。例えば、手溶接作業では、ガス溶接などが関連業務として、製品の梱包などが周辺業務として認められています。なお、関連業務や周辺業務は必ずしも実施する必要はなく、この点は必須業務とのきわめて大きな違いです。

表中の④・⑤ 使用する素材・材料等と機械・器具等

その職種・作業で用いる原料や、扱う道具などが記載されています。職種によっては、特定の資材の使用を義務づけている場合があり、手溶接作業も、規格で定められた鉄鋼材料やアーク溶接機の使用を求めています。

表中の⑥ 製品等の例

その職種・作業でつくられる製品や、想定される成果物が記載されています。中には、パン製造職種のように、必須となる製品（食パン）を指定している職種もあります（2019年11月現在）。

表中の⑦ 移行対象職種・作業とはならない業務例

その職種では従事が認められない業務や、従事は可能でもそれだけでは職種の要件を満たせない業務などが記載されています。従事できると誤解、混同されがちな業務が、注意喚起として記載されている場合もあるので、必ず確認してください。

以上、「審査基準」の各項目の見方についてご説明しましたが、これら以外にも独自の要件を持つ職種がありますのでご留意ください。次表に一部例を挙げております。

耕種農業	計画認定の提出時に、営農証明書等の提示が必要になります。
建設関係職種等に属する作業	2020年1月より、建設関係職種特有の条件が課される可能性があります（特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領―建設関係職種等の基準について―を参照のこと）。
そう菜製造業	企業や事業主に食品衛生法に基づく営業許可の取得を求めるほか、食品の大量調理を行うための厳密な設備要件などが求められます。
介護	監理団体、企業・事業主に専門知識と技術を有する者の在籍が求められる点を含め、いくつか特有の条件があります。

業務の時間割合に気をつけましょう！

技能実習生が移行対象職種に従事する場合のもう一つ重要な点は、従事する業務の時間割合に決まりが設けられていることです。

具体的には、必須業務の時間数が年間の実習時間全体の半分以上であること、関連業務は、反対に年間の半分以下、周辺業務は3分の1以下であることと定められています。また、前述のとおり、必須業務・関連業務・周辺業務のいずれにおいても、その中に安全衛生業務の時間を含んでいる必要があります。

ここで注意すべきことは、必須業務・関連業務・周辺業務において、それぞれの時間に含められた安全衛生業務が、時間数で10%以上の割合を占めている必要がある点です。

例えば、年間の実習時間が全体で2,000時間あり、必須業務が1,000時間、関連業務は600時間、周辺業務は400時間あるとします。必須業務は実習時間全体の半分以上、関連業務は半分以下、周辺業務は3分の1以下という条件を満たしていますが、このとき、必須業務・関連業務・周辺業務に含まれる安全衛生業務は、それぞれ何時間必要になるでしょうか。必須業務が1,000時間であれば、安全衛生業務はその中に100時間以上（10%以上）含まれている必要があります。前述した手溶接作業の場合で言い換えれば、必須業務中の「（2）安全衛生業務」を100時間以上、反対に、「（1）手溶接作業①②③…」とある安全衛生を除いた業務は900時間以内におさえないと、安全衛生業務が確保できないとも言えます。

関連業務・周辺業務についても同様に考えます。関連業務を600時間とすると、そのうちの60時間以上、周辺業務であれば400時間のうち40時間以上を安全衛生業務が占めていることが、要件として必要になります（ともに600、400時間の10%以上）。

技能実習１号（一年以内の技能実習）のみの場合

移行対象職種・作業には該当しなくても、同一の作業の反復のみで修得できるものでなく、また、制度の目的である発展途上国等への技能移転や経済発展に寄与する技能であれば、技能実習１号の在留資格にて一年以内の技能実習が認められる可能性があります。

その場合は、修得等をさせる技能等についての写真付きの工程表（フローチャート）の提出が義務づけられているほか、移行対象職種・作業の場合と同じく、安全衛生にかかる業務についても、あわせて行う必要があります（技能実習制度 運用要領より）。

以上、技能実習生の業務として認められる内容について、厚生労働省が公表している移行対象職種・作業の「審査基準」を中心に解説しました。技能実習生の受入れの前には必ず「審査基準」を確認し、不明な点があれば、ささいな内容でも関係機関に照会しましょう。監理団体、企業・個人事業主、技能実習生本人も含め、実習現場全体で業務の要件について共有し、意識をしながら、今後とも、制度の適正な運用に努めていただければ幸いです。

第3号技能実習に係る一時帰国要件の柔軟化

―― 技能実習制度の各種申請書作成の留意点 ――

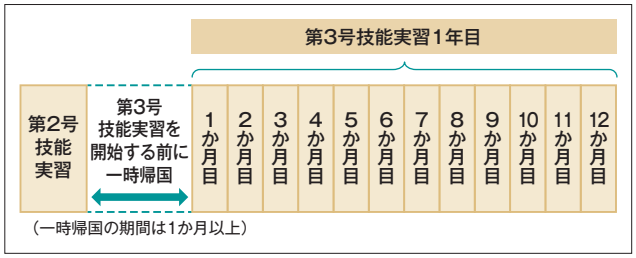
技能実習法の施行から約２年が経過し、その間技能実習制度運用要領の改正、申請書類の簡素化など見直しがありました。その中から今回は、2019 年９月６日付で改正された「第3号技能実習に係る一時帰国要件」（技能実習法施行規則第 10 条第2項第3号ト）の取扱いについて、技能実習計画の作成上の留意点やよくあるご質問等について説明します。

1.第3号技能実習に係る一時帰国の新たな措置

従来、技能実習2号から3号に移行する技能実習生は、第2号技能実習終了後、第3号技能実習を開始する前に1か月以上本国に一時帰国することが技能実習計画の認定基準とされていましたが、2019年9月6日付で施行規則が改正され、第3号技能実習を開始する前のほか、第3号技能実習開始後1年以内に、1か月以上1年未満の一時帰国をすることも認められることになりました。

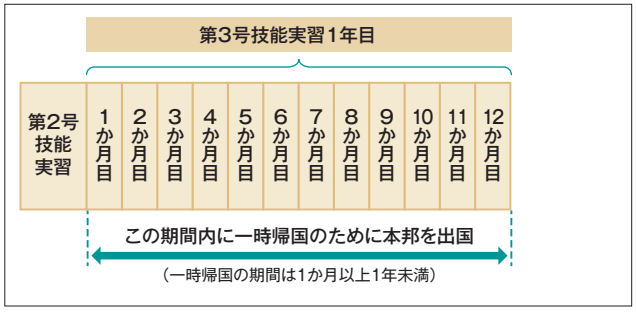
図で示しますと、改正前は図Ⅰのとおり、「第2号技能実習から第3号技能実習を開始する前に1か月以上本国に一時帰国すること」とされていました。

【図Ⅰ】



一方、今回の改正により、図Ⅱのとおり、「第3号技能実習1年目開始後1年以内に1か月以上1年未満の一時帰国」が選択肢として追加されました。

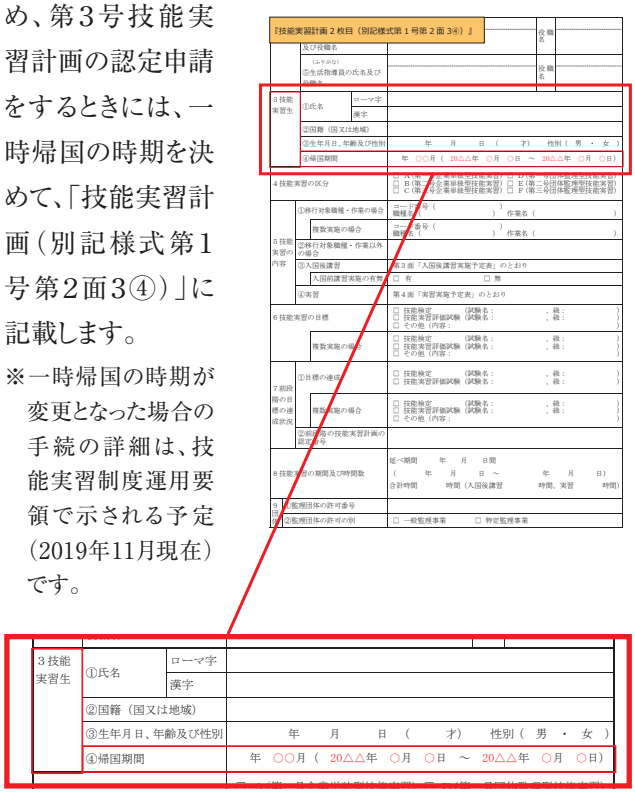
【図Ⅱ】



2.書類作成上の留意点

第3号技能実習計画の認定には、施行規則に定める一時帰国の要件を満たしているか確認する必要があるため、第３号技能実習計画の認定申請をするときには、一時帰国の時期を決めて、「技能実習計画（別記様式第１号第２面３④）」に記載します。

※一時帰国の時期が変更となった場合の手続の詳細は、技能実習制度運用要領で示される予定（2019年11月現在）です。



なお、一時帰国期間は第3号技能実習期間に含まれないため、「実習実施予定表」（別記様式第1号第5面）に記載する必要はありません。

3.一時帰国に関するよくあるご質問

「第3号技能実習に係る一時帰国要件の柔軟化」に関するパブリックコメントで公表されている資料をもとに、よくあるご質問をまとめましたのでご参考にしてください。

Q1　第3号技能実習期間中の一時帰国期間は、実習期間にカウントされますか?

A1　一時帰国期間は技能実習が中断されることから、実習期間に含みません。第3号技能実習の実習期間は、一時帰国期間を除いて最長2年間となります。

Q2　第3号技能実習期間を1年間限りで計画している場合、最後のひと月に一時帰国を行い、そのまま日本に再入国せずに帰国できますか?

A2　第3号技能実習計画を1年間限りで計画している場合、最後の1か月を一時帰国に充てることとして、本邦へ再入国せず、そのまま本国へ帰国できます。

Q3　一時帰国に係る雇用契約に関して、雇用契約は、①「継続する」、②「一時帰国の前後で別々の雇用契約とする」のいずれも選ぶことができますか?

A3　雇用契約の形態については、①継続と②別々の雇用契約のどちらでも構いません。

Q4　帰国旅費は誰が負担するのですか?

A4　現行制度と同じく、監理団体（企業単独型であれば実習実施者）が負担する必要があります。ただし、第2号技能実習期間と第3号技能実習期間で監理団体が異なる場合は、第3号技能実習を監理する監理団体の負担となります。

技能実習計画認定申請に係る簡素化

外国人技能実習機構は、2019年10月15日付で「技能実習計画認定申請に係る簡素化等について」を公表しました。利便性の向上のため、以下の提出書類が簡素化されることになりました。

書類名	変更内容
参考様式（第1-1号、第1-4号、第1-6号、第1-8号、第1-16号～第1-18号、第1-22号、第1-24号、第1-25号、 第1-30号、第1-35号） **介護参考様式**（第1号、第2号、第3号、第5号、第7号、第8号、第10号、第12号）	実習実施者の担当者の署名・押印を省略し、誓約書（参考様式第1-2号）に一括して署名・押印することを可とします。 ※署名・押印を省略するには、新様式の誓約書（参考様式第1-2号） をご利用ください。
軽微変更届出書	「賃金、講習手当、その他の報酬」について、金額を引き上げる場合に軽微変更届出の提出を不要とします。
申請書類記載例	全ての様式の記載例を用意するとともに、全様式記載例の一括ダウンロードを可能とします。 https://www.otit.go.jp/youshiki/
申請書類一式	編集可能な形式による申請書類一式の一括ダウンロードを可能とします。 https://www.otit.go.jp/youshiki/
参考様式（第1-2号）	実習区分や団体監理型・企業単独型の区別に関わらず、統一的に使用可能な様式とします。
参考様式（第1-16号～第1-18号）	様式を統合します。
参考様式（第1-19号）	記載事項の一部を雇用条件書（参考様式第1-15号）に移すとともに、記載内容を整理し、頁数を削減します。
参考様式（第1-24号）	優良要件に係る入力の利便性向上を図るため、Excelによる様式を用意しました。
入国前講習または入国後講習の委託書類および委託機関の概要書	入国前講習または入国後講習を委託により行う場合に求めていた、委託関係を明らかにする資料および委託機関の概要書について、過去3年以内に他の技能実習計画に関し、提出したものと内容に変更がない場合には、提出を省略可能とします。

出典:外国人技能実習機構　ホームページより　（※はJITCOにて補記）

特定技能による受入れのQ&A

JITCOには「特定技能」に関する数多くのご相談が寄せられています。特定技能外国人の許可状況（令和元年10月31日現在：法務省速報値）を見ますと、在留資格認定証明書交付が400件を超え、また在留資格変更許可も300件を超えており、今後もさらに件数が伸びることが見込まれます。今号もとくにご相談が多い事例をご紹介しますので、参考にしていただければと思います。

Q1 **「かけはし」7月号のQ&Aで、元技能実習生を特定技能で受け入れる際の要件を読みました。技能実習の実習実施者が「評価調書が提出できない」ケースでは、技能水準を確認するために、特定産業分野の業務区分に対応する試験に合格しなければならないとのことですが、一方で試験の整備が進んでいないようです。ほかに手立てはないのでしょうか。**

A1 「評価調書」が準備できないケースでお困りの方は非常に多いようです。令和元年9月27日に改正された特定技能外国人受入れに関する運用要領（以下、「運用要領」）において、次の通り取扱いが示されております。

> 評価調書（参考様式第1－2号）によって技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）のほか、評価調書に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式）を提出した上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能です。

個別事案に際しては、上記をもとにまずは実状を確認の上、地方出入国在留管理局に相談してください。

Q2 **技能実習から特定技能へ在留資格変更許可申請をする予定です。技能実習での適切な住居の確保の基準は、特定技能で求められている基準を満たしません。引き続き同じ宿舎に住むことは認められないのでしょうか。**

A2 特定技能外国人支援計画の一つに、適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援があり、居室の広さは、一般的に日本に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5㎡以上を満たすことが求められています。ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合であって、特定技能外国人本人が、特定技能所属機関がすでに確保している社宅等の住居に引き続き居住することを希望している場合には、同じ住居に住むことが可能です。なお、面積の算出にあたり、「居室」とは「居住・執務・作業・集会・娯楽そのほかこれらに類する目的のために継続的に使用する室」をいい、ロフト等はこれに含まれておりませんのでご注意ください。

Q3 **当社でも特定技能外国人の受入れを検討しています。特定技能所属機関が満たすべき基準の一つに、「過去2年間に中長期在留者の受入れまたは管理を適正に行った実績があること」や、「役職員で過去2年間に中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有するもの」が在籍していることが求められていますが、留学生をアルバイトとして雇った経験はこれに含まれますか。**

A3 留学生をアルバイトとして雇った実績は含まれません。運用要領によると、中長期在留者のうち、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことができる就労資格（技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、技能、技能実習など）のみが実績の対象であり、留学や研修などの非就労資格は対象外となっています。また、「生活相談業務に従事した経験」は、相談内容や件数は限定されていませんが、業務として行われたことが必要であることから、いわゆるボランティアで行った生活相談の実績は含まれないことに注意が必要です。なお、特定技能所属機関として、内部でこの要件が満たせない場合、登録支援機関に支援を全部委託すれば当該基準を満たすものとみなされますので、登録支援機関のご活用を検討いただくことになります。

海外情報

技能実習制度に係る二国間取決めについて

2019年12月12日現在、日本政府は14ヶ国（表1）の政府と二国間取決めを締結しています。また13ヶ国の送出国政府が認定送出機関を公表しており、詳細は外国人技能実習機構のホームページ上で公開されています。

表1 <技能実習>二国間取決めの締結状況（2019年12月12日時点）

二国間取決め締結済み・認定送出機関公表済み	ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ
二国間取決め締結済み・認定送出機関未公表	インドネシア（2020年1月1日までに公表）

技能実習制度に係るJITCOの取組みについて

■パキスタン政府窓口およびタイ政府窓口との協議（2019年8月）

2019年8月28日、JITCOはパキスタンに於いてパキスタン教育・職業訓練省と協議を行い、新たに討議議事録（R/D）を締結しました。パキスタン側より、人材育成及び労働者派遣に対する極めて積極的な姿勢が示されました。

また8月29日、JITCOはタイ労働省・雇用局（DOE）を訪問し、新たなR/Dの締結に向けた協議を行いました。タイ側より、技能実習における継続的な支援に対して感謝の意が表され、今後もJITCOとの協力関係を深めていきたいとの発言がありました。

これに対しJITCOは、技能実習と特定技能制度の周知および円滑な送出し・受入れに向けた支援を行っていくことを表明しました。

■キルギス人材フォーラム（在京大使館主催）をJITCO本部にて開催

2019年10月25日、アイダルベコフ外務大臣の来日を受け、在京大使館主催で技能実習およびキルギスの労働事情をテーマとしたフォーラムがJITCO本部にて開催され、90名程が参加しました。キルギス側よりキルギスの一般事情や日本語等の教育事情の他、将来的な日本との協力の可能性について講演がありました。

本フォーラムに先立つ10月24日、JITCOはアイダルベコフ外務大臣および駐日キルギス大使と協議を実施しました。本協議では、キルギスにおける労働・教育事情や今後の日本との協力関係に向けた課題等について意見交換を行いました。

特定技能に係る二国間取決めについて

日本政府は、悪質な仲介事業者の排除や、情報共有の枠組みの構築のための二国間取決めを行うこととしており、9ヶ国（表2）の政府と締結しています。

表2 <特定技能>二国間取決めの締結状況（2019年12月12日時点）

国名	二国間取決め締結日	二国間取決めに基づく認定送出機関の選定
フィリピン	2019年3月19日	公表
カンボジア	2019年3月25日	103機関
ネパール	2019年3月25日	規定なし
ミャンマー	2019年3月28日	公表
モンゴル	2019年4月17日	政府系1機関のみ
スリランカ	2019年6月19日	未公表
インドネシア	2019年6月25日	規定なし
ベトナム	2019年7月 1日	未公表
バングラデシュ	2019年8月27日	未公表

※各国の体制・手続きの状況については、本誌13ページをご参照ください。

特定技能に係るJITCOの取組みについて

■インドネシアビジネスフォーラム（在京大使館主催）への出席

2019年9月2日、インドネシア労働省（MOM）、海外労働者派遣・保護庁（BNP2TKI）・在京大使館主催による、特定技能制度および日本・インドネシア労働事情をテーマとしたビジネスフォーラムが開催されました。定員を上回る110名程が参加した本フォーラムでは、インドネシア側より、地方労働者の職業教育・人材育成や特定技能制度での日本語教育について講演された他、特定技能制度で利用するとされている求人者と求職者のマッチングを図る労働市場情報システム（IPKOL）について紹介がなされました。JITCOからは、技能実習と特定技能のインドネシア側の制度の違いや、インドネシアの海外労働者送出しの背景、特定技能制度において両国に期待されること等について説明しました。

■本件に関するお問合せ先 国際部 TEL: 03-4306-1151

特定技能における各国の送出体制・手続きについて

2019年4月に「特定技能」が創設され、日本政府と主要送出国政府との間で適正な送出し・受入れを進めるべく二国間協定が順次締結されつつあります。この二国間協定に引き続き、送出し各国が固有の送出体制・規制手続をすでに発表、または今後発表する予定です。本稿では、特定技能外国人を受け入れる場合の送出国側の送出体制、規則手続についてJITCOで把握している情報（2019年12月12日時点）をご案内します（※）。

※JITCOでは、当該情報をホームページ https://www.jitco.or.jp/ja/skill/send.htmlに掲載し逐次情報を更新していますので、最新の情報は前記のホームページをご覧ください。

各国の送出体制・手続きの状況（二国間協定締結日順）

国	二国間協定締結状況	送出体制（送出国から日本へ送り出す場合）			送出国側の規則・手続き（日本在留者の移行の規則・手続を含む）	
		送出機関を通じての送出し	送出機関の公表状況	内容	公表状況	内容 ※下記の「新規入国者」には、すでに帰国し、再度入国する元技能実習生も含む。
フィリピン	締結済（2019年3月19日）	○	公表	● 認定送出機関リストがPOLO東京(フィリピン海外労働事務所）のウェブサイトで公表されている。 ● POEA（フィリピン海外雇用庁）のMemorandum Circular No.15によると、「受入機関の受入れ人数が5人以下の場合は、送出機関を通さない直接雇用が可能となる」というガイドラインの規定は当面運用を見合わせるとのこと。	公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● 2019年3月にガイドライン201、8月に手続きに関するガイドライン201-Aが公表された。 ● 特定技能外国人の受入れに際しては、必要書類をPOLO東京（フィリピン海外労働事務所）へ提出し、審査・認証を受けたのち、入管局へ申請する流れとなる。 ● 詳細はPOLO東京ウェブサイト（特定技能ページ）を参照のこと。 https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/ 【日本在留者】 ● 日本在留者の資格変更についてはPOEA（フィリピン海外雇用庁）よりMemorandum Circular No.15が公表された。
カンボジア	締結済（2019年3月25日）	○	公表	● 認定送出機関を通じてのみ受入れが可能。 ● 認定送出機関については法務省ホームページに公表されている。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html	公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● 送出機関を通じてカンボジア政府に証明書（外国人単位）を発行してもらい、入管局への手続に添付する必要がある。 （日本在留者についても送出機関を通じて上記と同様の手続が必要となる点が特徴的。）
ネパール	締結済（2019年3月25日）	×（政府機関を通しての送出し）	―	● 法務省ホームページに公表された内容によると、特定技能所属機関（求人者）と特定技能外国人（求職者）とのマッチングがネパール政府を通じて行われる。	公表	【新規入国者】 ● ネパール政府が発行する海外労働許可証がネパール出国時に必要。入管局への手続に添付する必要はない。 【日本在留者】 ● 日本在留者の移行についても上記と同様の手続が必要となる。 ● 在京大使館は手続に関与せず、ネパール労働雇用社会保障省の日本事務所（設立予定）が関与する模様。 ● 法務省ホームページ掲載の手続によれば、一時帰国して海外労働許可証を取得することとなっているが、一時帰国の必要性の有無については在京大使館にご確認ください。

国	二国間協定締結状況	送出体制（送出国から日本へ送り出す場合）			送出国側の規則・手続き（日本在留者の移行の規則・手続を含む）	
		送出機関を通じての送出し	送出機関の公表状況	内容	公表状況	内容 ※下記の「新規入国者」には、すでに帰国し、再度入国する元技能実習生も含む。
ミャンマー	締結済 （2019年3月28日）	○	公表	● 認定送出機関については法務省ホームページに公表されている。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html	未公表	内容は現時点では不明である。
モンゴル	締結済 （2019年4月17日）	△ （政府機関を通しての送出し）	―	● 政府機関である労働・社会保障サービス総合事務所（GOLWS）を唯一の送出窓口として受入れが可能。 ● GOLWSのモンゴル連絡先は今後明らかにされる。	未公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● 技能試験及び日本語能力の測定試験の合格者はGOLWSへ登録される予定。 【新規入国者】 ● GOLWSとの契約書定型フォーム等は今後明らかにされる予定。 【日本在留者】 ● 日本在留者が移行する場合、GOLWSへの登録が必要（具体的な手続は今後明らかにする予定）。 ● 移行手続のための一時帰国は不要。
スリランカ	締結済 （2019年6月19日）	△ （右記コメント参照）	未公表	● 二国間協定に送出機関についての記載がないが、スリランカ政府は送出体制（送出機関認定を含む）を今後明らかにしていく予定。 ● 新規入国の元技能実習生は送出機関を通さなくても受入れが可能。（ただし、スリランカ政府への登録が必要な模様である。）	未公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● ガイドラインを今後発出予定。 【日本在留者】 ● 送出機関を通さず移行可能である。（ただし、スリランカ政府への登録が必要な模様である。）
インドネシア	締結済 （2019年6月25日）	× （求人者・求職者の直接マッチング）	―	● インドネシアから特定技能外国人を採用する場合は、受入機関はインドネシア労働省が運営するIPKOL（労働市場情報システム）に求人情報を登録して候補者を選抜することが推奨されている。 ● 元技能実習生が新規入国する場合で、技能実習を行っていた時と同一の雇用主に再度採用される場合等はIPKOLへの登録は不要。	一部公表	【新規入国者】 ● 雇用契約の締結および在留資格認定証明書の取得後に本人がインドネシア海外労働者派遣・保護庁が運営するSISKOTKLN（海外労働者管理サービスシステム）へ登録し、その結果取得する海外労働許可IDをもって査証の発給を受ける。 ● 詳細は在京大使館が公表している特定技能に関する案内を参照のこと。 ・IPKOL　https://ayokitakerja.kemnaker.go.id/ ・IPKOL導入ビデオ　https://drive.google.com/file/d/1m030yBHXfLCZYBgSV4Gq3Pz1S8y77HVT/view ・SISKOTKLN　http://siskotkln.bnp2tki.go.id/ ・大使館による特定技能（新規入国者）に関する説明サイト　https://kbritokyo.jp/alur-proses-ssw-bagi-newcomer-pekerja-baru/#flow-ssw-pekerjabaru-jp 【日本在留者】 ● すでに日本に在留しているインドネシア人が特定技能へ在留資格を変更する場合、本人がまずSISKOTKLNへ登録して海外労働許可IDを取得し、在日インドネシア大使館より海外労働者登録手続済証明（推薦状）の発行を受け、その後、入管局へ在留資格変更許可申請を行う。 ● これらの手続きについては大使館やインドネシア政府間にて調整中。

国	二国間協定締結状況	送出体制（送出国から日本へ送り出す場合）			送出国側の規則・手続き（日本在留者の移行の規則・手続を含む）	
		送出機関を通じての送出し	送出機関の公表状況	内容	公表状況	内容 ※下記の「新規入国者」には、すでに帰国し、再度入国する元技能実習生も含む。
ベトナム	締結済 （2019年7月1日）	○	未公表	● 送出機関以外の送出しは認められない可能性がある。 ● ベトナム政府の認定送出機関はまだ公表されていない。	一部公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● ガイドラインが公表されたが、受入機関との費用分担等を定めた詳細な内容は公表されていない。（ベトナム政府は詳細な内容が決まるまで特定技能制度を進めないと表明している模様。） ● 二国間協定によると、ベトナム政府が特定技能外国人（新規入国者および日本在留者）に対し、推薦者表を発給することになっているが、その手続はまだ発表されていない。推薦者表の対象は、二国間協定によれば、海外労働局が認定した送出機関によって送り出された者、および国内在留者で受入機関によって採用された者（※）を含むとされている。 ※技能実習2号3号修了者（試験を免除された者）や2年間以上の課程を修了してその証書を学校から取得した者（試験合格者）を含む。 ● 法務省ホームページによれば、入管手続（日本側手続）での推薦者表提出は暫定的に不要とされている。
バングラデシュ	締結済 （2019年8月27日）	△ （右記コメント参照）	未公表	● 二国間協定に送出機関についての記載がないが、送出機関が関与する可能性もある。	未公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● 政府は送出機関の関与のし方等も含めたガイドラインの作成を検討している模様。
タイ	未締結	△ （右記コメント参照）	未公表	● タイ大使館によれば、送出機関を通じた送出しの他に、帰国済みの元技能実習生については送出機関を介さず求人者と求職者間で直接連絡をとって日本入国に至る「直接雇用」型を認めている。	公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● 二国間協定は未締結だが、特定技能で受入れる際の具体的な手続が在京大使館から公表されている。 ● タイ大使館における雇用契約の認証とタイ労働省による出国許可（タイからの入国の場合）が必要となるが、詳細は在京大使館が公表した手続を参照のこと。
中国	現在交渉中	—	—	● 送出体制について検討中である模様。	未公表	【新規入国者／日本在留者共通】 ● 送出し手続・規則について検討中である模様。

なお、二国間協定が締結されていなくても、送出国側の法令や規則を遵守した場合には受入れが可能です。海外から特定技能外国人が入国できるのか、日本在留者が特定技能に移行可能かどうかについては、日本国政府および送出国政府双方が認めることによって実現します。送出国において、特定技能外国人に係わる送出手続を経たことを証する証明書に関する手続が整備中の場合、日本の手続において、在留資格証明書・資格変更申請の証明書の提出は必要ない旨が、法務省ホームページに案内されています。

以上、特定技能における送出国の送出体制・送出手続についてご紹介しました。特定技能での受入れを検討されるにあたっては、上記での内容をご参考の上、送出国大使館等に確認しながら慎重に手続を進めていただくことをお薦めいたします。

■ 本件に関するお問い合わせ先

国際部 TEL:03-4306-1151

JITCO交流大会のご報告



2019年10月4日、経団連会館（東京都千代田区）において「2019年度JITCO交流大会」を開催いたしました。当日の様子について以下にご紹介します。

第一部　13:00~14:05

主催者　開会のご挨拶
公益財団法人 国際研修協力機構　八木理事長

法務省　ご挨拶
出入国在留管理庁 在留管理支援部　亦野誠二様

厚生労働省　ご挨拶
人材開発統括官付参事官　佐々木菜々子様

JITCO 事業報告
公益財団法人 国際研修協力機構　新島専務理事

外国人技能実習機構　ご講演
『技能実習法施行後の外国人技能実習制度の実施状況』
総務部部長　奥村英輝様

第二部　14:15~15:15

歴史作家　河合敦 様によるご講演
第二部では、テレビなどでご活躍の歴史作家の河合敦様をお招きし、『日本と世界の架け橋になった人々～知られざる海外交流』をテーマにご講演いただきました。スライド（スクリーン投影）を用いた楽しくわかりやすいご説明で、ご来場の監理団体、実習実施者の皆さま、日本語作文コンクールの表彰式に参列した技能実習生は、熱心に聴いておられました。

第三部　15:35~16:25

日本語作文コンクール表彰式
第三部としてJITCO日本語作文コンクールの表彰式を行いました（詳細は右ページ）。

懇親会　16:30~17:30

大会終了後には、皆さまに自由に情報交換をしていただける懇親会も行われました。

法務省ご挨拶



厚生労働省ご挨拶



外国人技能実習機構によるご講演





河合敦様によるご講演





懇親会の様子



懇親会会場では、作文コンクール受賞者のパネルの展示も行いました。

第 27 回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの表彰式

日本語作文コンクールの表彰式では、厳正な審査の結果、2,556編の作品の中から選ばれた28名の入賞者（最優秀賞4名、優秀賞4名、優良賞20名）に、表彰状を授与しました。また最優秀賞に選ばれた4名には受賞作品を朗読していただきました（最優秀賞の李冬杰さんは帰国されたため、実習実施者が代読されました）。



■ 最優秀賞を受賞された4名









氏　名	アベサミス　チャルス アルチャガ	徐　静	李　冬杰	陳　爽
題　名	『乾杯』	『女性』	『立派な先輩』	『夢がかないました』
国　籍	フィリピン	中国	中国	中国
職　種	とび	介護	電子機器組立て	塗装
実習実施者	株式会社河建	社会福祉法人同塵会	パナソニック ライフソリューションズ 電材三重株式会社	株式会社柴田技研工業
監理団体	協同組合J & J田原	PNJ事業協同組合	ELC事業協同組合	共進協同組合

■ 講評　公益社団法人 国際日本語普及協会　理事長　関口 明子 様



入賞者の皆様、おめでとうございます。日本語作文コンクールは、今年で27回目を迎えました。今年度の作文コンクールでは、昨年度より参加者が400人程多く、最優秀、優秀賞にフィリピン、中国、ベトナム、モンゴルと4ヶ国が入りました。今年の作品は、日本の生活の中で異文化の目からみた日本の姿や来日後の自分自身の変化等を素直に書き記すことで、読者の心を動かすものが多かったように思います。日本語を勉強する環境整備に力を入れていらっしゃる監理団体や実習実施者の方が増え、作文を書く体制が整備されているところが多くあるように思いました。来年も数多くの作品に出会えることを楽しみにしております。

第 27 回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの最優秀賞受賞者による作品朗読の様子は、JITCO ホームページ「JITCO チャンネル」でご覧いただけます。https://www.jitco.or.jp/ja/channel/

技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

今回のテーマ

年末年始の過ごし方

新年明けましておめでとうございます。2020年を迎えてのテーマは、アジア各国の年末年始事情です。日本とは歴史・文化の背景が異なり、「正月」の時期がことなる国も。年末年始のとらえ方、過ごし方はさまざまなようです。皆さまが受入れていらっしゃる技能実習生たちと、各国の年末年始や「正月」の様子についてぜひ語らってみてください。



Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン（JITCO 元母国語相談スタッフ）

両親と作った新年のご馳走の思い出

ベトナムの旧正月テト（Tết 2020年は1月25日）は、小さい頃の私にとって、一年で一番待ち遠しい時期でした。学校を長く休めるし、お年玉をもらえるし、親戚の家に挨拶に行く時に着るために、新しい服を作ってもらえたからです。ベトナム戦争はもう終わっていましたが、配給制度がなおも続いていたため、一年で新しい服を作ってもらえるのはお正月だけだったのです。友達に自慢したものでした。

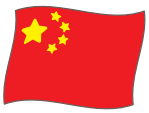
お正月のさらなる楽しみは、ご馳走でした。いろいろな料理がありますが、とくに、乾燥させたタケノコを水で戻してから豚肉や豚足と一緒に煮込んだカイン・マン（canh măng）というスープや、ゴック（gấc）という果物の実をもち米に混ぜた朱色のおこわ（ソイ・ゴック xôi gấc）などが好きでした。今日本に住んでいても、旧正月になると必ず作ります。そのほかにお正月料理といえばバインチュン（bánh chung）です。日本でいう「ちまき」で、子どものころは父を手伝って一緒に作ったものでした。もち米のなかに緑豆と豚肉を入れて、バナナの葉などで正方形に包み、竹でできた紐で結び、長い時間をかけて茹でます。大晦日にバインチュンを茹でるかたわらで、家族全員が体を洗うために、コリアンダーシードを入れた湯を沸かしたり、サツマイモを焼いたりして、忙しくても、とてもわくわくする一日でした。

そんな風に子どもがお正月を楽しく迎えられるように、親がどのくらい苦労していたのか、大人になって初めてわかりました。今と違って、総菜を一揃い買ってくるのではなく、材料を何から何まで買って、全部作っていたのですから。

でも、大人たちもお正月の準備を楽しんでいたと思います。たとえば、家の飾り用に桃の花や金柑の木などを買いに行くことも、楽しみのひとつでした。私が生まれ育ったハノイ市では毎年、「花と緑の市場」が旧市街で臨時開催され、大晦日の晩のギリギリまで大勢の人で賑わいます。日本でいうと、上野にあるアメ横商店街のような雰囲気です。ホーチミン市でも、グエン・フエ通りが「花通り」と呼ばれる歩行者天国になって、テーマに添った花や緑のアレンジメントが施されます。市民は散歩して楽しみつつ、新年を迎えます。

ただこのようなお正月の過ごし方も、ベトナムの経済が発展するにつれて、変わってきています。食べ物が簡単に手に入れられる時代になった今、バインチュンは苦労して作らなくても、一年中販売されています。バインチュンを食べたことがない、もしくは好んで食べない若い人たちも増えています。また、家族と離れて暮らしている人にとって、お正月は再会する絶好のチャンスですが、家族と過ごさずに、国内外に旅行に出かける人も急増しています。

また最近外資系の企業が増えたため、クリスマスや西暦のお正月を楽しむ人たちが増えています。クリスマスや西暦のお正月が終わって間もなく、ベトナムの旧正月がやってきますので、企業のなかには、休暇によって生産性が下がることを心配して、「旧正月は廃止し、西暦の正月にしましょう」という意見も出てきているようです。もちろん反対する声も後を絶ちませんが……。私は、経済発展に影響がないように、旧正月の風習を維持できるといいなと思っています。



China【中国】

羌 国華（JITCO 元母国語相談スタッフ）

春節の楽しみは、「家族で食事」から「旅行」へと変化

中国では、旧暦の「春節」が一年の始まりで、最も大事な祝日です。古代では旧暦12月23日あるいは24日の竈（かまど）祭から年越しの準備をし、お正月15日（元宵節）で新年行事を終えます。

中国のある伝説によると、昔々「年」という怪獣がいたそうです。頭が長く角が尖り、常に海底に住み、除夜に地上に上がり、暴れて家畜を丸飲みにして人間に被害を与えたので、人々は火で払いのけ、爆竹を鳴らしたりして怪獣を退治しました。それが、現在の除夜の爆竹鳴らしの習慣となりました。

中国では春節前、人々は列車や長距離バスでどんなに遠くからでも皆、帰郷します。そして大晦日に家族団らんのもと、新年を迎えます。移動手段は鉄道がメインで、大きな土産用のバックを持ち運ぶ人で混雑する様子は、さながら民族大移動です。

1960年代末から1970年代の初頭、私は80㎞離れた田舎の祖父母の家まで、普通列車とバスを乗り継ぎ、さらに徒歩で半日以上かけて歩いて帰りました。旧暦12月27日頃には村をあげて川から魚を採り、豚を殺して各家に配分するなど、村人は食材準備に追われていました。家ごとでは、饅頭を蒸して、扉には赤い紙に字を書きつけた「対聯（たいれん）」を貼り付け、大晦日には「年夜飯」（年越しの夕食のこと。北方では餃子）を食べます。除夜には爆竹を鳴らし、年が明けると獅子舞いの列が家にやってきます。人々は新しい着物に着替えて、親戚の家を挨拶して回ります。私の家でも親戚が祖父母の家にやってきて食事するなど、「食」は春節行事の中で、大きな比重を持っていました。当時、社会全般、年中の生活は比較的質素で、テレビなどの娯楽は普及していませんでしたが、春節の頃だけは毎日、肉料理や魚料理が食べられ、獅子舞などの伝統的なお祝いでにぎわったのです。

中国の発展に伴い、現在、全国に高速鉄道網が構築され、飛行機も便利になり、昔は数日かかった道のりでも、一日で着くことができるようになりました。1979年から中国中央テレビ局が大晦日に「春節夕べ」という年越し番組を放送するようになり、各家族は食卓をかこんでおいしい料理をたくさん食べながら、テレビ番組を楽しむようになり、娯楽も豊富になりました。

そんな春節も、今世紀になってから変化が起こりました。人々は「年夜飯」の準備から解放され、買い物はインターネットで済ませ、食事の場所は家からレストランに移りました。肉や魚を使う料理よりも、環境に配慮された無公害食品や有機野菜が主役となりました。

また、家を中心に過ごすのではなく、国内外の旅行も人気です。ある調査では2018年の第一四半期で観光希望者は8割を占め、そのうち48.9%の人は春節の間に観光したいと回答しています。2019年の春節前の予測では、約4億人が旅行し、そのうち700万人が海外旅行に出かけると見込まれていました。寒さを避けたい人々は南方へ、スキーやスケートなどを楽しみたい人々は北方へと移動します。交通手段ではマイカーが44.7%、高速鉄道・列車は18.8%です。このように旅行は春節期間の重要な過ごし方となりました。



Philippines【フィリピン】

畠山 エルサ（JITCO 母国語相談スタッフ）

大晦日からパーティーを楽しみます

フィリピン人はイベントやパーティーが大好きな国民です。キリスト教徒が多いフィリピンで一番大事にされているイベントはクリスマスです。日本では12月25日を過ぎるとすぐにお正月モードとなりますが、フィリピンでは25日の後も1～2週間、街の飾りつけやBGMはクリスマス気分を引きずります。

そんなクリスマス気分の残るフィリピンでも、12月31日の大晦日と1月1日の元旦は様子が変わります。フィリピン人にとっても年末年始は重要で、マニラの街中のショッピングモールやホテル、カジノ、遊園地では盛大なカウントダウンイベントが催され、各家庭では家族そろってのパーティーで年を越します。

日本の年末年始は、大掃除や年越しそば、年が明けての初詣と比較的静かに流れて行く気がしますが、フィリピンの街の大晦日の盛り上がりは半端ではありません。にぎやかに新年を迎え

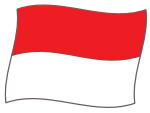
ることで悪い霊を追い払うという意味があるため、カウントダウンではラッパを吹いたり、車のクラクションを鳴らしたり、音楽やカラオケなどを大音量で流して騒がしくします。数年前までは、爆竹や打ち上げ花火がいたるところで爆音を響かせていました（毎年のように死傷者事故や火事などが発生したため、現在は禁止されましたが……）。

一方、家庭での年末年始の過ごし方はというと、自宅に家族や親戚が集まってパーティー「Media Noche」（メディアノーチェ）を行います。パーティーのテーブルの上には、レチョンバブイ（皮をパリパリにした豚の丸焼き）やパンシット（野菜や肉、小海老などの具がたっぷりの焼きビーフン）などのフィリピンの代表的なお祝い料理のほか、ブドウ、リンゴ、オレンジなど12種類の丸い果物が並べられます。また伝統的なお正月の食べ物として、ココナッツミルクで炊いたもち米をバナナの皮に包んだもので砂糖をつけて食べる「スマン」や、ココナッツミルクと砂糖でもち米を煮て作った餅菓子「ビコ」も並べられます。

ちなみに、お正月のテーブルの上に並べられる料理や食材にはそれぞれ理由があります。パンシットなど麺類はその長さから「長く生きる（長寿）」を意味し、ブドウやリンゴなどの丸い果実はお金や福を象徴しており「1年中お金に困らずに幸福に暮らせるように」という願いが込められています。もち菓子は手につくことから「家族が一緒にいる、運がついて離れない」などの縁起を担いでいます。これらの料理を大晦日から新年にかけて食べることは、新しい1年も飲食に困ることが無いように、との願いが込められています。そのほかにはお金に困らないよう水玉の洋服を着たり、ポケットに小銭を入れたりします。

日本であれば年が明けて元旦に神社やお寺に初詣にいきますが、キリスト教徒であるフィリピン人は教会に行きます。年が明けてからだけではなく、大晦日の内に教会に行き1年無事に過ごせた感謝の祈りを捧げます。

寒い冬の日本とは違う、南国フィリピンでの温かい年末年始についてお話しました。年越しのカウントダウンと「Happy new year!!」のかけ声でにぎやかに新年を迎えてみてはいかがでしょうか。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子（JITCO 母国語相談スタッフ）

多宗教国家インドネシアのお正月風景

インドネシアの年末年始である12月31日から1月1日に限定してお話しすると、カレンダーの12月31日は平日扱いで、公共機関も通常通り。1月1日は政府指定の祝日ですが、翌日の1月2日は平日です。家族を大切にする人は家族や仲間で集まる機会を作る程度で、日本ほど重要度は高くありません。家族、親族が予定をやりくりし、時間が短くても顔を出して年長者に挨拶をし、次の目的地に向かう姿はよくみる風景でした。食事をし、訪問先をハシゴする人も当然のようにいました。今では、チャットなど通信サービスの向上で、どこからでも挨拶ができ、無理せずにその場の雰囲気も楽しめるようになりました。

よく、日本の年末年始に例えられるインドネシアの年中行事に、インドネシアの人口の約88パーセントを占めるイスラム教の断食明けの大祭「レバラン」があります。レバランの実施時期は変わりますが、約1ヶ月間続く断食修行で、この期間を終えると、人々はある種の達成感と高揚感に満たされ、支給される「レバランボーナス」（法律でも規定されています）を手に、一斉に里帰りや長期休暇へ突入します。国民の8割の人々が関わる行事であるため、他宗派の国民をも巻き込んでの大移動が発生します。それは日本企業の仕事納めに向ける社員の姿勢や、帰省ラッシュ、家庭で迎える新年に向けた年末の大掃除や正月準備をする風景に似ています。都会からの帰省を待ちわびる家族や、新品の服に袖を通し、年長者に挨拶する家族の姿、レバランの時だけに供される特別な食事のメニュー、さらにイスラム寺院などで行われる集団祈祷などは、日本人の初詣のようにも見えます。

一方で、インドネシア人でも過去に中国の大陸から渡ってきた歴史を持つ華僑（華人）たちは、中国・中華圏における旧正月の春節 imlek をお祝いします。ですから、年末年始はさらりと済まして、この旧暦の1月1日を新年として迎える日としています。今では控える傾向にある深夜の爆竹も、以前は大陸と同じように行われていました。

またキリスト教徒であれば、クリスマス休暇と称して教会に集まり、家族で数日を過ごします。12月24日のクリスマスイブ

は政府によって休日として定められ、翌25日と連休扱いです。このほかにも地方都市ではその土地ごとに様々なイベントも大変盛んです。

このようにインドネシアでは、様々な民族がいて、宗教を前提にした、個人や家族の行事に重きが置かれていることが分かります。日本にやってくるインドネシア人技能実習生も、マメに同朋と集まります。皆さまが受け入れている技能実習生はいかがでしょうか？ ぜひ日本に来る前はどのように年末年始を過ごしていたのか、聞いてみてください。インターネットを使いながら、話題にしてもいいですね。



Thailand【タイ】

小森 里江子（元 JITCO 国際部母国語スタッフ）

タイのお正月は2回！　その中身とは？

日本の年末年始は12月末から1月の第1週までを指し、帰省ラッシュ、おせち料理、お年玉などがキーワードだと思います。ではタイではどうでしょうか？ 身近にタイ人がいましたら、「新年はいつ?」と聞いてみてください。

日本に長く住んでいるタイ人であれば、日本に合わせて「1月1日」と答えるかもしれませんが、タイ人同士だと、「新暦の1月1日のこと？ それともタイ旧正月の4月13日～15日のこと?」となることがあります。なぜかというと、タイでは、新暦の正月と、タイの旧暦に由来する旧正月の2回があるからです。

このうち、4月のタイ旧正月のことを「ソンクラーン」と呼びます。「ソンクラーン」は、太陽の軌道が12ヶ月の周期を終えて新たに牡羊座に入る時期をお祝いする、タイの伝統行事です。もともと、仏像などの神聖なものに水をかけてお清めをする風習がありました。やがてそれが街で通行人同士が水をかけ合って楽しむ「水かけ祭り」として発展し、よく知られるようになりました。タイ各地で様々なイベントが開催されるようになり、最近は多くの外国人観光客が「水かけ祭り」のためにタイを訪れるようです。

「水かけ祭り」には暗黙のルールが2つあります。1つ目は、誰かと目があったらどんどん水をかけることです。水鉄砲、バケツ、もう何でもありです。大人も子どもも、他人同士でも関係ありません。2つ目は、水をかけられた側はけして怒ってはいけないということです。たとえ不意打ちだったとしても、せっかくセットした髪型が崩れても、怒ってはいけません。なので、もしこの時期にタイに旅行し、水をかけられたくない場合は、外出を避けるしかありません。とくに街の中心部は避けたほうがよいでしょう。

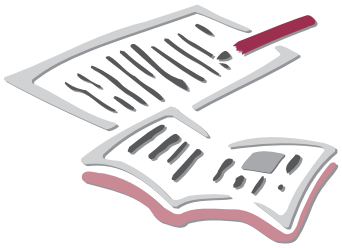
1月1日の新年と、4月のソンクラーンのどちらが盛り上がるかといえば、やはり「水かけ祭り」でにぎわうソンクラーンに軍配が上がります。帰省ラッシュが酷いのもソンクラーンの期間で、この時ばかりは、有名なバンコク市内の渋滞がウソのように消え去るそうです。代わりに地方へ向かう道路は大渋滞です。バンコクから北東に300キロほど離れたナコンラチャシマー県へは通常なら車で3時間ほどですが、12時間も要するそうです。

タイの2回の正月と、日本の年末年始に共通しているのは、どちらも、実家から遠方に住んでいる人は帰省し、親戚一同で新年のお祝いをすることです。また日本の初詣のように、近所の寺院や御利益で有名な寺院に行き、みんなで経文を唱え、新年もよい年になるよう祈ります。一方、日本と違っている点は、タイには日本のおせち料理のような、正月ならではの料理がないということです。正月の特別な催しといえば大晦日からのカウントダウンのイベントぐらいです。

なお、タイには華僑（華人）が多くいるので、中国・中華圏における旧暦の正月「春節」も盛大にお祝いし、パレードなどが行われます。もちろん、タイ国民の大多数をしめるタイ族も一緒に楽しみます。日本人がクリスチャンではなくともクリスマスを祝う感覚に近いでしょうか。

このように年に2回、春節も合わせれば計3回もお正月気分を味わうのがタイ国民です。「水かけ祭り」はお薦めですので、気になる方はぜひ行ってみてください。その際は、携帯電話などの電子機器の防水を怠らないようにしてくださいね!

JITCOの教材のご案内



新シリーズ誕生!! ★技能実習の作業や知識の向上を目指す人のために

技能実習レベルアップシリーズ

技能実習法の施行（2017 年 11 月）により、第2号技能実習生には実技試験の受験が義務化されたほか、第3号技能実習も創設されました。この新シリーズは、既存の「職種別技能実習テキスト シリーズ」の内容を大幅に改定することにより、第2号技能実習（技能検定3級・評価試験専門級）まで、技能実習の現場などで学ぶべき要素を網羅しました。また、第3号技能実習（技能検定2級・評価試験上級）の主要素も追記しました。

図表やイラストを多用しており、各職種について初めて学ぶ人にも理解しやすいように工夫しました。漢字には読み仮名を付けており、技能実習生にわかりやすいものとなっています。また各章の最後には、学習状況の確認が可能な「確認問題」が付いています。

技能実習生が技能検定や技能実習評価試験を受験する際の勉強用テキストとして、また、作業現場での手順確認や習得する技能の要点、必要な知識を再確認するために、ぜひご活用ください。在留資格「特定技能」で来日する外国人材の再学習にもお役立ていただけます。

発売! シリーズ第1弾 **「技能実習レベルアップ シリーズ1　溶接」**

（賛助会員は割引）

定価:2,970円（本体2,700円+税）　B5判　252頁

〈主な内容〉

■技能実習生が目指す技能目標
■溶接の一般知識（溶接方法の種類、溶接部の性質と名称）
■溶接機器の構造と操作（電気、被覆アーク溶接、半自動マグ溶接、ティグ溶接の基礎）
■鉄鋼材料等
■溶接施工（溶接部の名称、溶接施工、溶接欠陥とその防止法）
■溶接部の試験と検査（破壊検査、非破壊検査）
■安全衛生と災害防止（関連法規、アーク溶接による災害とその防止、災害事例）
■溶接実技（被覆アーク溶接、半自動マグ溶接、JIS Z3841 による溶接技術評価試験）
■付録　トラブルシューティング
■参考　用語集



※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】　JITCO教材センター

TEL：03-4306-1110　　FAX：03-4306-1116　　E-mail：publication_center@jitco.or.jp

最新版の刊行！ ★技能実習制度の今を知るには、この1冊から

「入門解説　技能実習制度〔第3版〕」

（賛助会員は割引）

定価:2,420円（本体2,200円+税）　本編169ページ、関係法令集162ページの2冊セット（ケース入り）



「技能実習法」の施行後、2019年3月には「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」が一部改正され、また7月には、建設分野の技能実習生の受入れにあたり、受入れ人数枠の設定や建設キャリアアップシステムへの登録等を義務化する内容の告示が制定・公布されるなど、制度の内容は大きく変化しています。さらに、2019年4月には新在留資格「特定技能」の運用も始まりました。技能実習制度と合わせて、外国人材が活躍する場面が広がります。

本書では、技能実習法令の概要のほか、技能実習生や監理団体・実習実施者（企業等）の要件などについて、要点を絞ってコンパクトに解説しています。最新の統計が掲載されており、制度の全体像を把握できるほか、制度そのものや査証（ビザ）、日本語能力試験のレベルなどについて解説・説明したコラムや事例で構成する「情報コーナー」、技能実習生が入国してから帰国するまでの手続きの流れがわかる図表なども増やしました。情報コーナーには「特定技能」に関する解説も加えました。

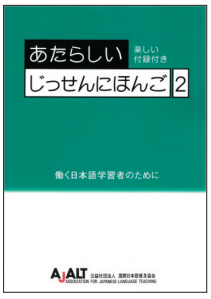
この一冊で、技能実習生受入れにあたっての要件や留意事項、手続きや準備などがわかります。技能実習制度の実務担当者にとっては、基本の一冊といえるでしょう。

新 刊 本 ★日本語学習をグレードアップする

「あたらしいじっせんにほんご2～働く日本語学習者のために～」

（本書は賛助会員割引対象外です）

発行:国際日本語普及協会（AJALT）　定価:1,760円（本体1,600円+税）　B5判　202頁



本書は、技能実習制度の職種・作業の拡大や在留期間の延長、新在留資格「特定技能」の創設に対応し、日本語の初級中盤以降の実践的な学習を目指した教材です。「口ならし」や「よく聞いてその通りに動く」等の練習による「聞く・話す」力を育てるとともに、技能実習の現場で役立つ「報告」「日誌の読み書き」の基礎を築くことができます。また、お客様に直接応対する職種の増加に伴い、お客様に伝わる発音の訓練も設けました。日本の就労現場の文化を理解する「みんなで考えましょう」も特長で、立場の違いに応じた言葉遣いや謝罪についてを取り上げています。

出版元のAJALTでは今後、別冊のベトナム語訳を追加するほか、テキスト準拠の音声教材をサイトにアップするなど、「あたらしいじっせんにほんご2シリーズ」の拡充を予定しています。

JITCOの養成講習・各種セミナーのご案内

技能実習制度をご利用の皆さまを対象とする養成講習や各種セミナーを開催しております。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細とお申込みはこちら　https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/
養成講習の最新情報・日程はこちら　https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html

JITCOの各種セミナーカレンダー（2020年1月～3月実施分）

※養成講習の日程は上記URLをご覧ください。
※2019年12月時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

日程		内容	場所	担当部	お問合せ先
1月	15日（水）	技能実習制度説明会	東京（JITCO本部）	実習支援部相談課	03-4306-1160
	16日（木）	日本語指導担当者実践セミナー	大阪府	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	16日（木）	技能修得支援セミナー 「実習生のモチベーションを持続させる指導のチカラ」	東京（JITCO本部）	実習支援部職種相談課	03-4306-1195
	17日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	福岡県	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	20日（月）	在留資格「特定技能」に係る申請書類の書き方駐在セミナー	長野県	実習支援部業務課	03-4306-1189
	29日（水）	技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】	東京（JITCO本部）	講習業務部業務課	03-4306-1138
	30日（木）	介護分野での技能実習生受入れ及び 介護技能実習評価試験の実務に関するセミナー	茨城県	実習支援部業務課	03-4306-1189
2月	5日（水）	技能実習制度説明会	東京（JITCO本部）	実習支援部相談課	03-4306-1160
	6日（木）	技能修得支援セミナー 「実習生のモチベーションを持続させる指導のチカラ」	群馬県	実習支援部職種相談課	03-4306-1195
	7日（金）	日本語指導トピック別実践セミナー	愛知県	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	7日（金）	技能修得支援セミナー 「実習生のモチベーションを持続させる指導のチカラ」	新潟県	実習支援部職種相談課	03-4306-1195
	19日（水）	在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京（JITCO本部）	実習支援部相談課	03-4306-1160
	21日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	東京（JITCO本部）	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	26日（水）	技能修得支援セミナー 「実習生のモチベーションを持続させる指導のチカラ」	大阪府	実習支援部職種相談課	03-4306-1195
3月	4日（水）	技能実習制度説明会	JITCO本部　会議室	実習支援部相談課	03-4306-1160
	11日（水）	在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京（JITCO本部）	実習支援部相談課	03-4306-1160
	13日（金）	日本語指導トピック別実践セミナー	東京（JITCO本部）	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

かけはし（JITCO JOURNAL）　第28巻140号
発行日　2020年（令和2年）1月1日
発　行　公益財団法人 国際研修協力機構　〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング（受付11階）
企画編集　総務部 広報室　Tel:03-4306-1166　Fax:03-4306-1112
E-mail:kouhou@jitco.or.jp　JITCOホームページ　https://www.jitco.or.jp/



外国人技能実習生を受け入れる体制作りに

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険（海外旅行傷害保険）のご案内

1 講習期間を含む実習実施期間中の
全期間をカバーする保険
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

2 本国出国から一定期間は**治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が
適用になるまでの間も補償されます。

3 日常生活での**第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、
法律上の損害賠償責任を負った場合も
保険金をお支払いします。

4 割引が適用された**割安な保険料**
公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が
窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保険金額						保険料		
	傷害		疾病		賠償責任	救援者費用	治療費用100%補償期間	滞在期間…12か月 保険期間…13か月	滞在期間…36か月 保険期間…37か月
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
NEW! プレミアムプラン 2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	20,840円	47,310円
							1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
							2か月	28,630円	64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

（注1）保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
（注2）他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。（引受割合については（公財）国際研修協力機構までお問い合わせください。）
三井住友海上（幹事会社）、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和



この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集はこちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者（お問い合わせ先）
株式会社国際研修サービス
TEL **03-3453-3700**
FAX 03-3453-3703
http://www.k-kenshu.co.jp/

随時受付中

B19-100933　使用期限:2020年10月1日

技能実習Days（デイズ）

JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

株式会社西鉄

昨年の秋にベトナムからの技能実習生と一緒に、西日本最高峰の石鎚山（1982m）に登頂しました。「頑張れ！」「一歩一歩」とお互いを励まし合いながら、楽しく山登りをして絆を深めた最高の一日でした。





株式会社大熊工業

年に一度、社員旅行を開催しており、もちろん技能実習生も参加します。昨年は京都へ行きました。技能実習生たちは、日本の古くからの建造物を巡り、歴史に触れて、リフレッシュしたようです。

共栄建産株式会社

当社は内装施工業を営んでおり、現在ベトナムとカンボジアから技能実習生を受け入れています。

定期的にイベントを開催し、日本人従業員との交流を深めています。写真はバーベキュー大会での集合写真。おいしいお肉やスイカ割りにみんな大盛り上がりでした。



写真を掲載しませんか？ 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。 https://www.jitco.or.jp/ja/days/

かけはし（JITCO JOURNAL）第二十八巻 一四〇号 二〇二〇年（令和二年）一月一日発行
企画編集 公益財団法人 国際研修協力機構 広報室 〒一〇八―〇〇二三 東京都港区芝浦二丁目一一番五号 五十嵐ビルディング一一階